

# 【ゴールデンウィーク期間 ごみ持ち込みのご案内】

4月						5月						
25日 (土)	26日 (日)	27日 (月)	28日 (火)	29日 (水)	30日 (木)	1日 (金)	2日 (土)	3日 (日)	4日 (月)	5日 (火)	6日 (水)	7日 (木)
通常どおり	休み	通常どおり	通常どおり	休み	通常どおり	通常どおり	通常どおり	休み	休み	休み	休み	通常どおり

環境センター

ごみ通信用

No.81

8.4.1発行  
豊栄環境センター  
(豊栄郷清掃施設処理組合)  
025-386-0909

- 安全のため駐車場に車を停めてから受付・支払にお越してください。
- 車輛へのキズ付け防止のため、搬入者による荷降ろしをお願いします。
- おもちゃ等の電池は取り除いて持ち込んでください。
- 当センターは、現金払いのみ対応です。(小銭の用意をお願いします。)
- 少量の家庭ごみは、ステーションをご利用ください。

ゴールデンウィーク期間中は、特に混雑が予想されます。  
時間に余裕を持ってお越しください。



受付時間  
【平日】  
午前8時30分～12時  
午後1時～4時  
【土曜日】  
午前8時30分～12時  
午後1時～3時  
※日曜日、祝日は休み

## 令和8年6月1日から 豊栄環境センターに持ち込む際の処理手数料が変わります。

【家庭ごみ】	【事業ごみ】
10kgまでごとに <u>60円</u> から ↓ 10kgまでごとに <u>100円</u> に変更	10kgまでごとに 130円に変更なし

新潟市が運営する清掃センターの処理手数料改定に合わせ、当センターも同額に手数料を改定します。  
ご理解とご協力をお願いいたします。



## 【燃やすごみに金属缶などを混ぜて出さないでください】

燃やすごみに、燃料缶やスプレー缶が混ざっています。  
缶の中に燃料や有機溶剤などの中身が残っていると、  
焼却施設内で引火し、爆発や火災の被害を及ぼすおそれがあります。

センター運営に当たり、爆発による施設の破損被害防止と従事職員の安全確保のために、必ず決まりを守ってくださるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

分別についての詳細は、新潟市または聖籠町のごみ分別辞典やホームページなどでご確認ください。

内容	出し方の詳細
<ul style="list-style-type: none"> <li>●燃料、有機溶剤などの金属缶</li> <li>●一斗缶程度の飲食用缶</li> </ul>	中身を使い切ってから燃やさないごみとして出してください。 ※ガソリン、灯油、軽油、農薬等そのものは排出禁止物
<ul style="list-style-type: none"> <li>●カセット式ガスボンベ</li> <li>●スプレー缶</li> </ul>	自治体により出し方が異なります。 お住まいの市町のごみ分別辞典やホームページをご確認ください。
<ul style="list-style-type: none"> <li>●プロパン式ガスボンベ</li> <li>●消火器</li> </ul>	排出禁止物  販売店に返却してください。 中身が空でも排出できません。

# ◎ ご家庭のこんなもの 持ち込みできます ◎

燃えるごみ 3m × 90cm × 70cm まで

燃えないごみ 180cm × 90cm × 70cm まで

★ 大型ごみ 家具などは、そのままの状態を持ち込みできます。

★ 剪定枝 家庭の庭木

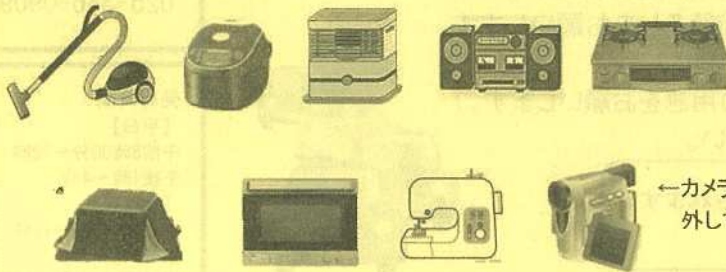


←量は  
1日20枚まで



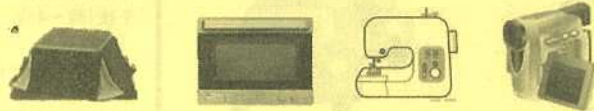
長さ3m以内  
太さ直径20cm以内  
幅90センチ以内

★ 電化製品 リサイクル家電以外であれば、だいたいのものを持ち込みできます。



←ガスコンロなどに  
乾電池が入って  
いませんか？

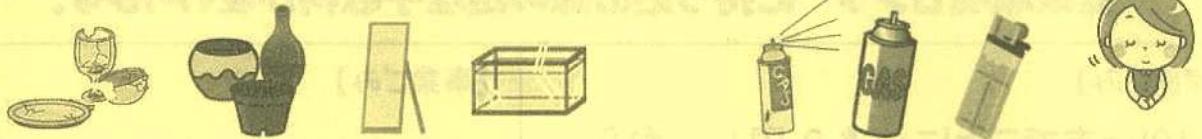
電池・バッテリーは  
取り除いて持ち込んで  
ください。



←カメラはバッテリーを  
外してください

爆発防止のため  
スプレー缶やライターは  
中身を使い切ってから  
持ち込んでください。

★ 割れ物 など 包丁・はさみなども持ち込みできます。 ★ スプレー缶・ライター



## × こんなものは 持ち込みできません ×

★ リサイクル家電・パソコン

★ 有害・危険物 重量の大きいもの



テレビ 冷蔵庫 洗濯機 エアコン パソコン  
冷凍庫 乾燥機 室外機



タイヤ 消火器 バッテリー 蛍光管



電池 ピアノ など

リサイクル家電・パソコンは解体しても  
ごみとして捨てることが出来ません！！

★ 産業廃棄物等

産業廃棄物とは、事業活動に伴い発生するごみで、農家として出荷されている場合も含まれます。  
建築廃材・プラスチック・金属など法律で20種類が定められており、  
処分に関しては産業廃棄物処理業者・資源回収業者にご相談ください。  
農家の場合は、購入している農協にご相談ください。

事業活動に伴って出るリサイクル推奨品（古紙、段ボール等）についても  
持ち込むことはできません。

